

○石垣市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年3月20日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

(開示及び不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、石垣市情報公開条例(平成13年石垣市条例第23号)第7条第2号イ、エ及びオ(当該公務員の氏名に係る部分に限る。)並びに同条第3号イ及びウに掲げる情報とする。

2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、石垣市情報公開条例第7条第1号及び同条第4号に掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料及び費用の負担)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第89条第2項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関(市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。)は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求のあった日から起算して30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(審査会への諮問)

第7条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、石垣市情報公開条例第21条第1項に規定する石垣市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項において同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(審議会への諮問)

第8条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保

するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、石垣市情報公開条例第28条第1項に規定する石垣市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第9条 市長は、毎年1回実施機関における法及びこの条例の運用状況について、公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(石垣市個人情報保護条例の廃止)

第2条 石垣市個人情報保護条例(平成13年石垣市条例第24号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の石垣市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項の規定によるその職務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)を漏らしてはならない義務及び旧条例第47条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) 前条の規定の施行前に旧実施機関が公の施設の管理を行わせていた指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が行う公の施設の管理業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の前日に旧条例第14条、第24条、第28条及び第31条の規定による請求が

された場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、消去及び停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書(保有個人情報を含む情報の集合物であって、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。))に限る。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号及び第3号に掲げる者

4 前項各号に規定する者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報(公文書に記録されたものに限る。)を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前条の規定の施行前において旧実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の目的で個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 前条の規定の施行前において法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して旧条例第55条又は旧条例第56条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

7 第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、前条の規定の施行後に偽りその他不正の手段により旧条例第17条第1項に規定する開示決定に基づく旧条例第2条第6号に規定する公文書に記録された旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(石垣市情報公開条例の一部改正)

第4条 石垣市情報公開条例(平成13年石垣市条例第23号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略